

岡山県公報		目次	発行 岡山県	
○ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例		担当課（室）		
○ 公布した条例の解説				
【条例例】		生活衛生課		
【解説】		総務学事課		
目次				
担当課（室）				

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十三号

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解
説)

- ◎ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
建設業法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。